# 学校警備嘱託員（代替）登録者　募集要領

１　勤務内容　　区立小・中学校における警備業務（学校施設の巡回・巡視及び施設開放業務等）

２　応募資格　　地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方（8「その他」参照）は応募できません。

３　勤務場所　　世田谷区内の区立小・中学校

４　勤務時間・報酬等

| | 勤務時間 | 報酬額 |
|---|---|---|
| 小・中学校（泊まり）平日 | 午後４時～翌朝８時４５分（うち１０時間４５分） | 日給 １７，４５２円 |
| 小・中学校（泊まり）土、日、祝日 | 午前８時３０分～翌朝８時４５分（うち１７時間１５分） | 日給 ２８，００６円 |

※勤務日数は、各月8～12回程度です。なお、勤務日は学校職員課が定めます。
※任用期間に応じて健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
※通勤費別途支給あり（常勤職員に準じる）。
※祝日、年末年始の勤務となった場合は、休日加算があります。
※地域手当相当分含む。泊まり勤務は夜勤手当別途加算。

５　任用期間　　令和8年12月1日～令和9年3月31日までにおいて、欠員に応じた期間

６　登録方法　　「申込書兼履歴書」を学校職員課（世田谷区役所6階窓口）へ持参もしくは郵送してください（写真を貼り、「学校警備嘱託員（代替）登録希望」と明記）。書類選考（一次選考）のうえ、合格者を採用候補者名簿に登録します。

７　任用　　学校警備職員等の欠員により任用の必要が生じた際、ご登録いただいた方に学校もしくは学校職員課から随時お声かけいたします。その後、面接（二次選考）のうえ任用可否を決定します。
※欠員等の状況により、お声がけできない場合もありますので、ご承知おきください。

８　その他　　（1）地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方
【地方公務員法第16条（欠格条項）】
次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。
1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した

者

（2）ハラスメント相談窓口のご案内

採用選考に際して、区職員によるハラスメント行為があった場合は、以下の相談窓口に相談してください。なお、相談したことを理由に採用選考で不利になることはありません。

【ハラスメント相談窓口】

学校教育部学校職員課教職員福利係長

電話　03－5432－2678

9　問合せ先　　世田谷区学校教育部学校職員課職員係

〒154－8504

世田谷区世田谷4－21－27

世田谷区役所 東棟6階

電話　5432－2672（直通）